

令和2年第3回教育委員会定例会

令和2年第3回教育委員会定例会が令和2年3月25日午後1時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | |
|---------|--|
| 1 日 時 | 令和2年3月25日(水) 午後1時30分から |
| 2 場 所 | 健康センター 会議室1 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 坂田 篤 (教育長)
宮川 保之 (教育長職務代理者)
粕谷 衛 (委員)
兵頭 扶美枝 (委員)
土屋 佳子 (委員) |
| 5 出席説明者 | 石川 智裕 (教育部長)
長井 満敏 (教育部参事)
細山 克昭 (教育総務課長)
原口 和之 (生涯学習スポーツ課長)
伊藤 高博 (図書館長)
馬場 一平 (統括指導主事)
西山 智 (指導主事)
井上 真登 (指導主事)
藤村 和志 (指導課教職員係長) |
| 6 書 記 | 鈴木 丈洋 (教育総務課庶務係長)
島崎 節子 (教育総務課庶務係) |

令和2年第3回(3月)清瀬市教育委員会定例会

令和2年3月 25 日(水)13 時 30 分

健康センター 第 1 会議室

定例会

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名(粕谷委員)
- 日 程 第 2 教育長報告
- 日 程 第 3 教育委員報告
- 日 程 第 4 議案第7号 事務の臨時代理の承認について
- 日 程 第 5 議案第8号 清瀬市就学援助費支給要綱の一部改正について
- 日 程 第 6 議案第9号 清瀬市教育委員会事務局職員職務権限規程の一部改正について
- 日 程 第 7 議案第 10 号 清瀬市立図書館職員職務権限規程の一部改正について
- 日 程 第 8 議案第 11 号 清瀬市郷土博物館職員職務権限規程の一部改正について
- 日 程 第 9 議案第 12 号 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 10 議案第 13 号 清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 11 議案第 14 号 令和 2 年度清瀬市立小・中学校教育課程の受理について
- 日 程 第 12 議案第 15 号 清瀬市立図書館資料廃棄基準の制定について
- 日 程 第 13 議案第 16 号 清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針について
- 日 程 第 14 報告事項 1 コミュニティハウス事業の実施について
- 日 程 第 15 報告事項 2 令和 2 年度研究指定校について
- 日 程 第 16 報告事項 3 清瀬市生涯学習基本方針の策定について
- 日 程 第 17 報告事項 4 清瀬市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 報告事項5 清瀬市郷土博物館条例及び清瀬市民文化センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 報告事項6 令和元年度清瀬市教育委員会重点事業(最終報告)について
- 日程第20 報告事項7 執行状況報告について
- 日程第21 報告事項8 学校給食用牛乳空き紙パックの取扱いについて
- 日程第22 報告事項9 新型コロナウイルス感染症に関する対策について
- 日程第23 その他

全員協議会

清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が粕谷委員を指名

日程第2 教育長報告

別紙の通り

日程第3 教育委員報告

(兵頭委員)

2月25日

○学校支援本部コーディネーターの情報交換会、積極的に自分の困りごとや悩みなどが出されていて、意見交換しやすい場が設定されていた。

(坂田教育長)

学校支援本部に関しては学校経営計画の中に位置付けるようになります。地域連携担当教諭を置くこと。任意ですが、職員室内に席を作ること、年度当初の学年会に出席することを試みていただくように伝えています。長井教育部参事、よろしくをお願いします。

(土屋委員)

○3月18日ホームスタートジャパン家庭訪問事業についての確認を行なった。現在は清瀬市内で学齢児3ケースへ支援を実施。

(粕谷委員)

○特にありません

(宮川職務代理者)

○命の教育として今回のコロナ禍を取り上げても良いのではないかと。一環として4月の始業式なりに、校長先生のご挨拶などで触れて欲しい。

(坂田教育長)

3・11の記憶を持つ若者が、9年経って力強く社会の中核を担うようになってきています。今回の新型コロナウイルス感染症も、私は災いを転じて福となす、そうして行かなければと思います。また

職務代理のお話から触発されて話しますが、子供たちへのメッセージが重要だと考えています。彼らが辛い思いを引き受けてくれたからこそ、パンデミックが起きなかった。「ありがとう」といえる学校教育であってほしい。ネガティブな形で「卒業式が出来なくてごめんね」ではなく、君たちが辛い思いを引き受けてくれたからこそ、日本の社会は感染が拡大していない。君たちのおかげですとプラスのメッセージ、子供たちに伝えてあげられるのが今なのかなと思っています。少し長くなりましたが、続きまして、日程第4 議案第7号、事務の臨時代理の承認について石川教育部長から。

日程第4 議案第7号 事務の臨時代理の承認について

(石川教育部長)

日程第4 議案第7号、事務の臨時代理の承認について、資料 No.1 をご覧ください。

令和2年2月28日付、新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づき、市立学校の対応につきまして、清瀬市教育委員会の権限委任等に関する規則の第4条第1項の規定により、事務の臨時代理を行ったため、同条第2項により報告し、承認を受けるものでございます。

通知文をご覧ください。内容につきましては本年2月27日の国の対策本部の要請に基づき、同年3月3日から春季休業開始日前日までの間、市立学校の臨時休業を決定したものでございます。ご審議の程、よろしく願いいたします

(坂田教育長)

清瀬市立学校の臨時休校について、意思決定をさせていただいた議案でございます。(全員承認) 議案第7号ご承認をいただきました。

続きまして、日程第5 議案第8号、清瀬市就学援助費用支給要綱の一部改正について、細山教育総務課長からお願いします。

日程第5 議案第8号 清瀬市就学援助費用支給要綱の一部改正について

(細山教育総務課長)

清瀬市就学援助費用支給要綱の一部改正について、ご説明申し上げます。

資料の新旧対照表をご覧ください。第2条の支給の対象者でございます。こちらは第1項におきまして東日本大震災及び、熊本地震等で被災した者、または家庭内暴力による避難者の住所要件としてのみなし規定を、本条では支給の対象者を規定することから、第1項のただし書きとして改めるものでございます。

準要保護者の認定基準である第3条の改正は、第1号は、生活保護の停止又は廃止を受けた者、第2号から第6号は、障害者、寡婦(夫)、未成年の合計所得金額が125万円以下で市民税非課税の者、災害減免、生活困窮により税、年金が減免となっている者、第7号は、児童扶養手当を受給している者

これら第1号から第7号に規定する者は申請いただければ、認定となるものです。第8号は、これらに該当しない者であり、別に定める基準により審査を行い認定となる者となります。

第8条につきましては、文言の整理によるものです。

基準としている生活保護基準は、平成24年に定められた第68次の基準により現在、運用していますが、市の長期総合計画実行計画に規定するように、前年度4月1日(直近)の基準で運用するよう改めます。

併せて、可処分所得の考慮と低所得者への配慮をコンセプトとして大きく3つの改正をしました。

1つは、収入から所得による審査とし、2つめは生活保護基準の1.5から1.1に改め、そして3つめに持ち家、借家の区分を廃止します。

この制度改正により、影響を受ける世帯数は11件、影響額は、▲114万円となります。

施行日につきましては、令和2年4月1日としてございます。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

(坂田教育長)

いわゆる手続きを迅速化出来るような形での改正と理解してよろしいでしょうか。

(細山教育総務課長)

はい。第3条におきまして限定列挙させていただいております。申請者にとっても、事務局にとっても、双方が事務の簡略化が出来ると考えています

(坂田教育長)

ご質問はありませんか。一度聞いただけでは少し難しいかもしれません。宮川職務代理者。

(宮川職務代理者)

私は第8条関係を確認したいのですが、校長口座へ振り替えていること。私は大事な対応だと思っています。つまり目的外に援助費を利用されている家庭もなくは無いですよね。納税者側にも説明がつかないです。この辺がどの程度うまく行っているのか。このことに対してクレーム等があるのか。また次回にでも聞かせていただければと思います。

(坂田教育長)

細山教育総務課長、また次回、それ以降でもとおっしゃられていますが、今答えられることがありますか。

(細山教育総務課長)

校長口座への支給は、様々な状況への予防対策としては効果があると思っています。

(坂田教育長)

よろしいでしょうか(宮川職務代理者うなずく)他はよろしいでしょうか。議案第8号について、ご承

認いただけますでしょうか(委員全員が承認)承認ということで進めさせていただきます。

では、日程第6 議案第9号、清瀬市教育委員会事務局職員職務権限規定の一部改正について、日程第7 議案第10号、清瀬市立図書館職員職務権限の一部改正について、日程第8 議案第11号、清瀬市郷土博物館職員権限規定の一部改正について、これは教育委員会会議運営規則の第11条の2によって、一括議題として取り扱わせていただきます。では説明は細山教育総務課長からお願いします。

日程第6 議案第9号 清瀬市教育委員会事務局職員職務権限規定の一部改正について

日程第7 議案第10号 清瀬市立図書館職員職務権限の一部改正について

日程第8 議案第11号 清瀬市郷土博物館職員権限規定の一部改正について

(細山教育総務課長)

提案理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、これまで使用してきた賃金の項目を削除するため、同規定の当該箇所を改正する必要があり、提出させていただきます。それぞれ別表に規定しております賃金を削除するものでございます。

別表に規定する賃金を削除し、以降に規定する項を繰り上げるものでございます。

施行日はいずれも令和2年4月1日といたします。

(坂田教育長)

会計年度任用職員の制度を導入することに伴う変更でございます。ご意見ご質問はございますか。兵頭委員。

(兵頭委員)

質問ですが、会計年度の任用職員という形になって、期末手当や多少の支給がある改正だったかと思いますが、基本になる賃金自体が下げられて、年間としてのトータルの帳尻合わせをしているところも、実際の中には3分の1程度あると、テレビの報道でありました。その辺りはどうなのか、教えていただければと思います。

(坂田教育長)

質問へのお答えは、石川教育部長からお願いします。

(石川教育部長)

確か清瀬市は兵頭委員のお話しされた、月収を下げた上での手当での支給を行う事はしておりません。手当が支給となるため、確実に増額になると考えております。

(坂田教育長)

他の委員の方もご了解いただけましたでしょうか(委員全員承認)一括議題はこれで終わらせていただきます。

続きまして、日程第9 議案第 12 号、清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、長井教育部参事よりお願いします。

日程第9 議案第 12 号 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

(長井教育部参事)

日程第9 議案第 12 号、清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。資料No.6をご覧ください。まず提案の理由でございますが、教員の長時間労働が社会的な問題になっており、意欲を持って教育活動に専念できる、適切な労働環境づくりのため労働時間の把握及び業務量の適切な管理が求められております。令和2年1月17日に文部科学省が告示をいたしました、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の職務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」において、教員の服務監督権者である教育委員会が、教員の在校時間の上限を教育委員会に定めることとされました。

このことから教員の在校時間の上限を定めるために、同規則を改正するものでございます。

改正の概要です。新旧対照表をご覧ください。清瀬市立学校の管理運営に関する規則の第34条に置いて、教育職員の業務量の適切な管理について規定をいたします。在校等の時間の上限は、正規の時間勤務時間内の勤務を、ひと月当たり45時間、1年を通して360時間以内とします。また児童生徒に係る通常を予定することができない業務が大幅に増加した時や、臨時的な特別な事情がある場合には、正規の勤務時間以外の勤務をひと月当たり100時間未満、一年を通して720時間以内といたします。この改正の施行日は令和2年4月1日とします。

(坂田教育長)

これは色々とお聞きになりたいことがあるかと思えます。兵頭委員。

(兵頭委員)

これはひと月当たり45時間と時間枠が出ていますが、出退勤の時間の管理が一人ひとりの記録だったり、超過勤務の集計など、既に準備されて始まるということでしょうか。

(長井教育部参事)

出退勤の時間管理については、令和2年度の当初予算で予算要望をしております。システムの導入は決まっております。運用に関しましては2学期以降と予測しております。

(坂田教育長)

これは取り付け機器等の工事を行うのですか。タイムラグの理由をお願いします。

(長井教育部参事)

パソコンの設置をし、カードで打刻をするレコーダーを導入いたします。大きな工事は発生する見込みはございません。

(藤村指導課教職員係長)

今回導入を予定しているシステムにつきましては、スタンドアローンのパソコンを活用し、その中で運用いたします。管理者への研修が運用には必要と考え、4月1日からは難しいと考えており、運用開始の目途は2学期からと考えております。

(坂田教育長)

規則の運用日は令和2年4月1日からとなっておりますが、2学期からの運用であると、法に則った形で対応を求めます。各委員からご意見などございませんか。

(土屋委員)

実際の運用はよくわかりませんが、4月から2学期の初めまでの、システムが導入されるまでの間、先生方の出退勤に関して今まで通りは良くないと思います。システムが稼働するまでも間でも自己管理でも行わなければならないと感じています。

(宮川職務代理者)

同様の意見ですが、学校にはパソコンがあるわけですし、インターネットにもつながっているわけですから、学校の先生が何時間ぐらい、業務に付いているのか、教育委員会で管理する仕組みは難しくないのではないのでしょうか。

私も小さなカードリーダーで出退勤の打刻をしています。いろいろな仕事があるので、どこまでシステムで管理出来るかわかりませんが。

施行日から実施とするならば、何かお金のかからない、4月1日から実施出来るような仕組みを、法令と合わせた形で行うことが必要です。

学校で事故等が起こった場合に、記録は重要な証拠になります。先生方は公務手帳を持っていると思いますので、何月何日何時出勤、何時退勤等のメモをする事で対応しつつ、新しい機械の導入を待つしかないのでしょうか。先生方に自覚をしてもらうことも必要です。新たな取り組みを示してされたらどうかと思います。

(粕谷委員)

まずは早急に導入していただきたいです。実際、それが運用された後に学校内での運用環境であったり、表面的にだけ是正するとならないように。これを導入することにより、先生方の仕事に対するスタンス、時間に対する感覚などもきちんとなること、システム導入の真の意味があるのではないかと私は思います。

企業では時間でパソコンの電源や、事務所内の照明が消えたりいろいろあると思います。それに対して良いか悪いかは問わずとしてコスト的な面があってやる事は難しいのかもしれませんが、本気でやるとすればそこまで踏み込む必要があるかもしれません。

(長井教育部参事)

現在の状況は、出退勤の時間管理が出勤簿の記載となっています。この先生が何時に来て何時に帰ったという事は正確には分かりません。規則を運用するにあたり、出退勤の管理システムが必要とされています。

先ほどお話しされた通り、なるべく早く導入していきたいと思っています。システムの導入により具体的な数字が出てきます。決められた時間数でない場合などは、直接改善の方向性を示していけるとと思っています。

(坂田教育長)

もう一度事務局内で議論をして報告をいただきたいと思います。出退勤管理と言うものは働き方改革と当然ながらセットになっているということですね。

(長井教育部参事)

システムの導入運用の中でこれが守られる事で本当の意味があると考えています。粕谷委員がおっしゃったように、そこが次のハードルと思っています。学校の校長の話の聞くと、ひと月当たり45時間は厳しいというのは、各中学校の現場ではよく出る話です。部活動を含めてその職員の仕事のあり方を変えていく必要があるかと思っています。

また強制的に何かをするのは非常に拒否反応が大きいです。NO 残業デーや定時に帰宅しましょう等の方向で促す事が必要かと思っています。

(坂田教育長)

宮川職務代理者

(宮川職務代理者)

今のお話、よくわかります。現実にも私も2月末日で17日間勤務過剰になっていますし、これは余談ですけども今日だって打刻しないで出勤しているところを部長に見つかってしまって

います。何を言いたいかと言うと、自分の仕事を見直してみる必要があります。私的なことを職場でやっていないか、自宅ですべき事じゃないか見直す。また、教員は個人経営と言われていますがそれを見直す。例えば教材を作ったら共有する。事務作業を協力してやる。先生同士の心の通い合い、人間関係の深まり、そのような新しい示唆とか良さを作り出せるような、労働の見直しではなければ、時間管理するだけではくならない。粕谷委員が心配されている結果になってしまいます。ぜひこの際、自分の時間を作り出す試みをやっていただきたい。

(兵頭委員)

私も先程のひと月 45 時間というのを見たとき、1日平均2時間ですよ。部活をしていたら現実的にはかなり厳しい数字です。ただこのような時間で働き方改革を受けて、先生たちの勤務はこの中で終わらすことを積極的に意識してもらって、長く勤務するのが良い教員ではないと、改めて自覚するためにも、年度始めの時に目安を示す必要があると思います。

先生たちは出退勤管理のカードが出来れば行こうと思います。ただどれ位までを目安としているのか、そのような数字を本人ひとり一人が意識すること、そこが大事だと思います。短い時間の中で効率的に仕事をやろう、時間の使い方が非常に上手くなるのではないかと期待します。

(坂田教育長)

年度初めに基準をきちんと伝えることで、意識が変わるのではないかと言う事ですね。土屋委員。

(土屋委員)

やはり自分で自己管理をすることが必要です。システムが入っていないなくても最初の段階で自分の出退勤をきちんと記録をしなければ意味が全くないです。4月からやらなければ定着していかないのではないかと思います。

(坂田教育長)

粕谷委員のご発言を機に、委員の方々からの意見が広がりましたが、粕谷委員いかがでしょうか。

(粕谷委員)

出退勤管理のシステム導入をするだけでは現在の状況を変えられないし、救えないと思います。詰まる所は管理職のマネジメントによるものなのかなと思います。

(坂田教育長)

単に時間のことにこだわってしまうと、必然的に教育の質が落ちてしまうと思います。宮川職

務代理者がおっしゃった、時間は目安として示す、この中でどうやって効率よく授業やっていくのか、より一層質を高めること、短くして質を高めていく。解けない方程式を、解くような感じ。相当注意が必要だと思います。事務局に確認したいのですが、働き方改革委員会は継続して開催するのですか。

(長井教育部参事)

来年度も継続していく予定です。

(坂田教育長)

資源の共有化の話がありましたが、知の共有と言っても良いのかもしれませんが。学校組織の中で効率の良い、質の向上について議論をしていく、年度当初に時間についての基準をきちんと示すなど、働き方改革委員会では民間企業の考え方を参考に出来るようにしてください。議案第12号についてはよろしいでしょうか(教育委員全員承認)承認とさせていただきます。

日程第10 議案第13号、清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、長井教育部参事をお願いします。

日程第10 議案第13号 清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

(長井教育部参事)

日程第10 議案第13号、清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、資料No.7をご覧ください。提案の理由です。令和元年度まで特別支援教育に関する事務を、指導課指導事務係が所管して参りましたが、特別支援教室の開設や、特別支援教育に係る事務が煩雑になってきたことと、特別支援学級、特別支援教室に在籍する児童・生徒の情報を適切に管理するために、指導事務係の他の業務と分けることが望ましいため、所管する係の見直しを行います。令和2年度から教育相談係を教育支援係に改め、この教育支援係の事務所掌といたします。

また東京都において、適応指導教室の名称から教育支援センターなどを使用することが一般的になっております。本市におきましても適応指導教室という名称は使わないこととし、フレンドルームという愛称で一本化し、施設全体の名称を教育支援センターと改めることといたします。このことにより当規則の改正を行うものです。改正の概要についてです。新旧対照表をご覧ください。清瀬市教育委員会事務局組織規則第2条を改正し、教育相談係を教育支援係に改めます。また同規則別表3に規定する指導事務係の所掌事務のうち、特別支援教育に関すること、特別支援学級に関すること、および特別支援教室に関することを、教育相談係、令和2年度からは教育支援係になりますが、こちらの所掌事務に改めます。

また別表3に規定する教育相談係の所掌事務から、適応指導教室の名称を除き、教育相談センターと合わせた施設全体の名称として、教育支援センターに改正いたします。改正の

施行日は令和2年4月1日といたします。

(坂田教育長)

特別支援教育の事務移管について、名称変更という事の説明だと思います。このことについて一元化していこうという内容ですが、土屋委員。

(土屋委員)

非常に評価できると思います。適応指導という言葉が少しそぐわないという流れにはなっています。教育支援という言葉も、実は私は研究テーマでもあるのですが、言葉の改めということについて異論はありません。

(兵頭委員)

適応指導教室、教育支援センター、通常使われている用語ですので、いいのかなと思います。事務の方は指導事務から教育支援係のほうに移るということで、これも内容からしてそのほうがより個別支援がしやすい状況であるのならば、それでいいのかなと思います。

(宮川職務代理者)

役所側の部署の名称はその業務内容の象徴するようなもので、名称については土屋委員のお話の通りで、私も明確にしたという事を評価します。実際に教育支援係はどこに置くのですか。

(長井教育部参事)

本庁指導課の中に置きますが、機能としては今現在の教育相談センターのフレンドルームと教育相談室がありますので、極力教育支援係長は今の教育相談センターのほうに日常的に通うようにし、新庁舎完成の暁には、フレンドルームが健康センターに移ってくる予定でございます。そうなりますと距離的にも近くなり一体的な組織になると思っております。

(坂田教育長)

特別支援、従前の教育相談、従前のフレンドルーム、適応指導教室、この機能が一体化することは、情報共有が非常にやり易くなるはずで、私はやはり特別支援の子供と、教育相談は密接に不可分だと思っております。特別支援の子供たちが不登校の状況になっていく事も充分考えられる。その情報連携、情報共有、行動連携がなされなければあまり意味がないと思います。今のところは執務スペースが離れていますので、なかなか難しいかもしれませんが、特に意識をして情報共有、行動連携をしていただきたい。以上で議論は終わります。

議案第13号についてはご承認頂けますでしょうか。(委員全員承認)ありがとうございます。続きまして日程第11 議案第14号、令和2年度清瀬市立小中学校教育課程の受理につ

いて、馬場統括指導主事よりお願いします。

日程第 11 議案第 14 号 令和2年度清瀬市立小中学校教育課程の受理について

(馬場統括指導主事)

令和2年度清瀬市立小中学校の教育課程の受理についてご説明いたします。清瀬市立小中学校の管理運営規則により学校が編成し、校長が教育委員会に届け出るものとされています。地方教育行政での組織及び運営に関する法律により、教育委員会の職務権限として所管する学校の教育課程を管理することとされているためこの案を提出いたします。なお現在教育長決裁に向けて準備している段階の資料を、本日は提出させていただいております。これまで教育課程の編成における説明会、また事前の相談会、また提出後の指導主事による指導を受けたものとなっています。ご審議の程よろしくご願ひいたします。

(坂田教育長)

本来であれば内容を議論し吟味した上で、受理または受理しないことを議論する必要がありますが、教育課程の届出まで時間的にタイトな状況であり、今回は学校の資質能力、特色ある教育活動をまとめさせていただいた、この資料 No.8を参考に議論を進めていきたいと思ひます。兵頭委員何かあれば。

(兵頭委員)

多分今年教育課程は、今後変更が出てくるのであろうと心配しています。5月から始まると思ひますが、移動教室や校外に出るような活動も、このコロナ禍で実施が難しくなると予想されます。3月のうちに作られたものなので、4月以降、普通に実施するつもりで準備をしていらっしやと思うのです。実際のところこのような変更がたくさん出てくると思ひます。変更届などで煩雑にならないかと心配をしています。

(坂田教育長)

馬場統括指導主事から兵頭委員のご意見について、予定している事、または既に出来ている事があればお願いします。

(馬場統括指導主事)

既にオリンピック・パラリンピックの延期が決定いたしました。今後もコロナ禍の関係で学校運営に変更を余儀なくされる事も多くなっています。学校と密に連絡を取り合いながら、出来るだけ教育課程の変更届等、事務手続きについて少しでも内容を軽減し、学校の負担をなくするような工夫をしていきたいと思ひます。

(坂田教育長)

土屋委員から何かご質問があればお願いします。他の委員はいかがでしょうか。

(土屋委員)

本来ならばじっくり読んで意見を述べたいなと思っておりますが、今は特にありません

(粕谷委員)

特色ある教育活動の展開に関しては、2年目だったり3年目だったりというのも多いと思いますけれども、いかに浸透していくのかという感じです。

質問ですが、先のこととなりますがオリンピック・パラリンピックが延期になりましたが、今回の教育課程に組み込まれている内容は全く行わないものなのか、それとも1年後を見つめて、ある程度は継続的に行うものなのでしょうか。

(坂田教育長)

特色ある教育活動の今後の展開ですね。馬場統括指導主事、答えられたらお願いします。

(馬場統括指導主事)

現時点で詳細なお答えは出来ませんが、今後は国や都から情報が入ってきます。それに伴い、こちらでも精査しながら学校に伝えていきたいと思っております。夏にオリンピック・パラリンピックの観戦プログラムを予定しておりましたが、これはおそらく中止になると思っております。

(坂田教育長)

宮川職務代理者、ご意見ご質問をどうぞ。

(宮川職務代理者)

法令に則った形で教育課程の準備行為を教育委員会としてしっかりやっていく、整理された事は進歩だと思っております。このような形で大変だと思っておりますけれども本来の姿だと思っておりますので、ぜひこれからも発展させていただきたいと思っております。

資料 No.8について、これも時間をとったと思っておりますが概要を知る上で良いと思っております。こう見ていくと、資質能力のところで教育目標に係る届け出の(1)の部分に対して、(3)の部分がどうしても気になってきます。

(坂田教育長)

我々がこの時点で詳細に分析をし、審査するのは難しいと思っております。本日が3月、本年度の最後の教育委員会定例会となりますので、議決をしなければ受理に間に合わないこととなります。スケジュールの問題はクリアできないことでしょうか。宮川職務代理者ご意見を。

(宮川職務代理者)

多くの自治体では4月の教育委員会の定例会で受理行為を行って、教育長決裁印を押印して各学校にお出ししているのではないのでしょうか。とりあえず指導主事等が届け出を全部チェックして、受付をされましたよね。

(坂田教育長)

この件につきましては法令を調べていただきたいと思います。私の理解では3月31日まで受理をしなければ、4月1日から新年度の教育課程を行えない理解です。3月31日までに教育委員会は正式に受理をしなければいけないと理解しておりました。ここは馬場統括指導主事どうでしたか。

(馬場統括指導主事)

法令を確認したところ、必ず3月31日までにというものはありませんでした。

(坂田教育長)

事務局の届出を受付、教育委員会の受理行為とは違うのかと思います。4月1日までに受理行為がないまま、教育委員会が了解しないもので4月1日スタートするという形の話になります。馬場統括指導主事はそこを確認してください。その縛りがないなら、職務代理のおっしゃる通り詳細に分析してしたものを4月の定例会に出していただいて、正式にこれを認めるという形でも良いのかと思います。

私がいつも思っている点、一つお付き合いください。例えば清瀬小学校の第4票を見ていただきますと、ここに各教科の時間等が書かれています。標準時数と届け出時数がありますが、清瀬小学校は全く同じ時数が書かれています。ここは何のために書いているかという点、特色ある教育活動を教科の中で行う。例えば算数の時間を特に多くしましょう。理数教育を充実するために理科の時間を特に多くしますとか。標準より多く上回った時間で行います。その場合に書くのが届出時数と考えています。

例えば芝山小学校の第4票を見てください。ここは国語の時間を見ていただきますとよくわかります。標準と届出で時間数が違います。これは単なるカレンダーをカウントしただけ、カレンダーの時数をカウントしただけでも、この数は変わります。

(兵頭委員)

届出の時数は、例えば国語は標準よりも9時間増やしたい、例えば数学を標準よりも5時間増やしたい、あえて教科として増やしているところに、時数を増やしていると私は思います。そういう発想でした。

(坂田教育長)

馬場統括指導主事、その考え方で作成しているのでしょうか。

(馬場統括指導主事)

芝山小学校の第4票を例えで見えていただいておりますが、1年生2年生3年生は、標準の245から5時間増やしています。低学年における言語能力を重視していこうという思いの表れだと思います。

(坂田教育長)

よくわかりました。本当に5時間で言語能力が上がるのでしょうか。私はそうは思いません。特色ある教育課程とはそんなものではない。本当に言語能力を高めたいのであれば、1年生が306じゃなく320位使っても良い。それが特色ではないのだろうか。教育課程の特色についての申し出は、この学校は何をやらせたいのかが見えてくる。数字にはそういう意味がある。この数字では読み取れない。果たして5時間は特色とは言えないのではないか。これは私の見解です。これをきちんと受理の時になぜこれは5時間だったのかを聞いて欲しかった。それが相談の行為じゃないでしょうか。教育課程の意味はそういうところにあると思います。ぜひ私は数字の意味を聞いていただいて説明できる学校にしてもらいたいと思います。

では中学校は、全てが標準時間です。特色は何に使うのでしょうか。教科で表そうとしていないのでしょうか。特色とは数字の中にも現れる、数字は多くのものを物語ると思います。職務代理どう思いますか。

(宮川職務代理者)

第三小学校では6年生で特別な教科と含めて1,025、また第四小学校は届出と全部一緒ですね。

(坂田教育長)

例えば芝山小学校と、第三小学校の第4票を比べてみると同じです。小学校1年生の標準が306で、届出が311です。これは特色じゃないですね。

(兵頭委員)

特色というよりも、実際には余剰時間はもっとあります。届出として出した時数は、決してこれを下回ってはいけないという意識で作られていると思います。実際には国語が320とか330などの時間があるけれども、万が一この届出自体を下回る、例えばいろんなことが行われますよね、コロナの休校等いろいろなことが起こるときに、最低届出時数は守ろうという意識があります。大幅であまりにも10とか20をプラスしてないと思います。他教科よりもより重点的に基礎学力をつける教科として、国語算数により時数を増やす学校の考え方はすごく理解出来ること

ろです。

(坂田教育長)

記載の問題もあると思うので少し整理していかないといけないと思います。

(宮川職務代理者)

私は第四小学校がなぜ標準と届出が一緒なのかが不思議なのです。5でもプラスになっていけば、これからやる事を考えているのかと思います。それが保護者に対して、市民に対しての説明だと思います。子供たちの現状からしてこういう時間を使って、これだけはやるんだという。そこが現れると思うのです。個人的な話ですけれども、30年位前になります教育委員会で仕事をしているときに、届出はこのような形、標準が目立ってきた、説明つかないでしょう。実際どれだけやっているのか、中学校で950位、でも実際は入試などもあり3年生は800時間程度、それでも915とか書いてある。それ嘘じゃないですか。いろいろな文書記述の内容が、ここの第4票の数字とリンクしていないといけない。

(坂田教育長)

ここで議論していると時間がかかってしまうので1つだけ。第七小学校の第4票をご覧ください。5、6年生の算数、標準時数175のところ196。第七小学校で何がしたいか。5、6年生の算数についてはちゃんとやっていきますよ、しっかり教育課程を充実させますよという意識の表れです。ところが清瀬小学校の5時間だと、多分カレンダー上の時数を書いただけじゃないのかと私は解釈してしまいました。本当はどうなのか我々に説明してもらいたい。何をやりたいのか。第七小学校は何をやりたいのか数字にも表れている。そうでなければ標準時数だけでいいわけですよ。

(宮川職務代理者)

教育課程は子供たちの学びの内容・方向性を示していく1番大事なものです。それが形骸化するわけです。私が聞きたかったのは、教育の成果となる学校評価と、今回の教育課程の編成にあたって、どのような議論が学校で行われていたのか知りたいです。学校評価の形を一般化していますが、あれだと教育課程の編成と本当に学校評価がリンクしているのかと疑問に思います。

先ほど教育長がおっしゃられた第七小学校ですが、昨年は理科の時数が多かったと記憶しています。学校として取り組みの変容もこのようなところから見えてくるものです。学校の経営や創意工夫も主張だと思います。そういうものが、市民や保護者の皆さんにも伝わる。これこそ教育課程の編成に意味がある。保護者の皆さん方からの学校評価をいただく、そういう流れを考えていく必要があると思います。

(坂田教育長)

これから A タイプ、B タイプの教育委員会訪問を予定しています。教育委員の皆様方には A タイプの訪問にご参加いただきたいと思います。そこでは学校の教育方針、教育課程の説明を受けたいと思います。この教育課程の綴りはお手元に置いていただいて、教育委員会訪問の際にはお目通しをいただいた上で、訪問に臨んでください。今のような質疑がなされることになると思います。ぜひともご協力方お願いいたします。

(宮川職務代理者)

学校経営の資料も教育委員にご提示いただけるとありがたいと思います。

(坂田教育長)

学校経営は事務局のどの部署でまとめることになっていきますか。毎年冊子化していただいていると思います。

(兵頭委員)

以前は校長会で持ち寄って冊子化していたと思います。今はどうでしょうか。

(坂田教育長)

確認してお渡しいたします。日程第11 議案第 14 号、令和2年度清瀬市立小中学校教育課程の受理について、ご承認いただけますでしょうか。(委員全員承認)

日程第 12 議案第 15 号、清瀬市立図書館資料廃棄基準の制定について、清瀬市図書館長よりお願いします。

日程第 12 議案第 15 号 清瀬市立図書館資料廃棄基準の制定について

(伊藤図書館長)

日程第 12 議案第 15 号、清瀬市立図書館資料廃棄基準の制定についてご説明いたします。清瀬市立図書館の資料の廃棄につきましては、これまでに内規として運用して参りましたが、市民に広く公開するために改めてこの制定をするものであります。この廃棄基準は清瀬市立図書館所蔵資料を適切に管理し、調和のとれた資料構成にするために、廃棄に必要な事項を定めことを趣旨としております。また努力義務ではございますが、東京都市町村図書館長協議会におきまして、多摩地域の図書館全体で2冊以下しか所蔵していない資料につきましては、廃棄の対象から外すということで、各自治体の図書館でその手順を守ることになっております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします

(坂田教育長)

説明が終わりましたが、ご意見ご質問をお願いします。粕谷委員どうぞ。

(粕谷委員)

今までは内規で運用されていたとのことですが、内容は変わっていないということでしょうか。

(伊藤図書館長)

内規の内容と変わっておりません。ホームページ等で公開するために今回制定をするところです。

(坂田教育長)

他にご質問等ありませんか。宮川職務代理者どうぞ。

(宮川職務代理者)

細かい事なのですが、廃棄対象となった書籍はどのようにしているのですか。

(坂田教育長)

伊藤図書館長、廃棄の手順、手続きなどについて説明をお願いします。

(伊藤図書館長)

廃棄の対象書籍でも、いづらか読書に耐えるような本につきましては、市民の方にリサイクル図書として提供しております。持ち帰っていただく図書につきましてはバーコードシールの部分にリサイクル図書用のシールを貼ってご提供しております。とても資料扱いにできない書籍は、バーコードシールをはがした後、資源ゴミとして廃棄しております。今のところ古本屋等には出しておりません。

(坂田教育長)

図書の廃棄に関する基準を制定する、明文化していくことでの議案でございます。ご承認いただけますでしょうか。(委員全員承認)

日程第 13 議案第 16 号、清瀬市立学校の適正規模適正配置に関する基本方針について、教育総務課長から説明をお願いします。議論については全員協議会でおこないます。

日程第 13 議案第 16 号 清瀬市立学校の適正規模適正配置に関する基本方針について

(細山教育総務課長)

清瀬市立学校の適正規模適正配置に関する基本方針に関わる検討委員会委員長につきましては武蔵野大学の堀米委員長から、令和2年3月9日に教育長へ答申書が提出されました。学校の適正規模適正配置に関する基本方針について、清瀬市教育委員会として策定す

るにあたり承認を受ける必要がある為、この案を提出するものでございます。資料 No.12 をご覧ください。

(坂田教育長)

この議案の議決を行うことにご承認いただけますでしょうか。内容についてはこの後全員協議会で行います。(委員全員承認)

日程第 14 報告事項 1、コミュニティーハウス事業について。教育総務課副参事から説明をお願いします。

日程第 14 報告事項 1 コミュニティーハウス事業について

(山本教育総務課副参事)

日程第 14 報告事項 1、コミュニティーハウス事業の実施について、事業の見直しをすることになりましたのでご報告申し上げます。本事業は令和元年9月の議会におきまして、補正予算で総事業費1億円の債務負担行為を決定し、本年度から令和4年度末まで実施する予定でしたが、東京都が建築費等を精査したところ、総事業費として約2億円規模を要することが判明した事から、令和元年度の執行を見送らして、令和2年当初予算として改めて計上することとなりました。

総事業費が約2倍の2億円近くになると見込まれた要因でございますが、東京都におきまして令和元年度予算は、福祉保健局が予算要求をしております、建設予定地や用途が未確定だったために、具体的には整地費やインフラの整備費、仮設工事費、エレベーターの設置工事費、外構工事費等が計上されていなかったこと。また学童クラブ受け入れの用途も踏まえまして、建物自体の を変える必要があったことなどがございます。

建物の大きさや予定している事業内容などは当初と変更はありません。新たなスケジュールでございますが、令和2年度中に設計、外構の工事をいたしまして、令和3年度当初からの建物使用を予定しております。清瀬中学校内に設置するということで、教育課程に影響がないよう、また安全にも十分配慮し進めて参ります。ご報告は以上でございます。

(坂田教育長)

コミュニティーハウスのことにつきましては、以前ご報告申し上げたと思います。このような形で予算の組み換えが行われたということになっております。何かご質問ありますか。(委員からの質問なし)ありがとうございました。

日程第 15 報告事項2、令和2年度研究指定校について。指導課統括指導主事からお願いします。

日程第 15 報告事項2 令和2年度研究指定校について

(馬場統括指導主事)

令和2年度研究指定校についてご報告申し上げます。研究指定校は清瀬市立学校の教育課題の解決を図るため、指導方法の工夫改善を行うなど、先進的に研究開発に取り組むことを目的としたものです。研究指定期間は2年間とし、研究成果については研究発表会や報告書による書面発表、各校における校内研究集会の場を活用した報告会など、研究内容に応じて適切な方法を事務局と相談し発信をしていきます。令和2・3年度は言語能力の向上を目的とした、カリキュラムマネジメント研究校として芝山小学校を指定します。今後は小中学校の接続を意識した教育課程や、GIGAスクール構想を見据えたICT機器を活用した教育の推進などを考えております。

(坂田教育長)

本来でしたら、研究指定校は教育委員会の議決が必要なもの、その位の重大案件にしたいと私は思っています。しかし今年度については、事務局の方で決めさせていただいて、それをご報告させていただき報告案件に代えさせていただきます。次年度以降はしっかりと議論をして、教育委員会で意思決定をしたものであるという背景で、学校に働きかけていくべきものではないかと思えます。令和2・3年度は言語能力の向上について芝山小学校を指定することの報告です。ご意見等をお願いします。兵頭委員どうぞ。

(兵頭委員)

芝山小学校は、この前の特色のプレゼンでも、言語能力の向上ということで発表されていました。これは非常にマッチしてるかなと思います。

(土屋委員)

今回のコロナ関係でICT教育を進めることが今後の課題として出てくるのではないかと、個人的な感想ですが、令和4・5年というところよりも前倒しになるのかなと思います。この辺は臨機応変にと感じているところです。

(坂田教育長)

ICT教育については、若干弾力的な取り扱いが必要だと言うご意見です。粕谷委員どうぞ。

(粕谷委員)

必要経費の話ですが、今後増額などの対応があるのでしょうか。

(馬場統括指導主事)

こちらについては1年間で最大100,000円とし、基本的に消耗品費のみとなっています。それ以外の部分では、特色ある教育活動として前回のプレゼンテーションをご覧いただきまして、備品や講師費用等を考えていくこととなります。

(粕谷委員)

別のところで予算が取れるということで、合わせているとの考え方もありますが、金額的に高ければ充実した研究が出来るとは思わないのですけれども、ある程度費用面が確保されることで、メリットや可能性を感じて、取組を検討する学校も多くなるのではと思いました。

(坂田教育長)

予算の舵取りについては是非委員のご意見を参考にさせていただきたいと思います。宮川職務代理人。

(宮川職務代理人)

これからの AI 時代においては、子供たちの読解力は非常に重要ですので、芝山小学校が今回のテーマで研究指定される事はとても良いと思います。言語能力の向上については、図書館長だって役に立てる、その思いがあるのではないのでしょうか。気概がありますよね。そういう意味で教育委員会の事務局として、学校の状況を共有しているのかどうか、少し疑問に思ったところです。また、小・中学校の接続を意識した教育、教育課程と G I G A スクールには同時進行で取り組む必要がある大きな課題と思います。

(坂田教育長)

このことは馬場統括指導主事からお願いします

(馬場統括指導主事)

小・中学校の接続については、おっしゃる通り大変重要な視点であると捉えております。G I G A スクールについては、1人1台の P C が入ったとして、必要なアプリケーションソフト費用、ランニングコスト等、不明確な現状です。それを踏まえてある程度の準備が必要であると認識しております。今後教育総務課と連携して進めてまいります。

(坂田教育長)

言語能力の向上をテーマとした根拠を、答えられるようにしていただきたいです。なぜなら研究指定です。これこれしかじかの実態があつて、これこれしかじかのエビデンスに基づいて、この研究テーマを指定しました、ということが言えるかどうかです。今日はあえて答えを求めてはいません。なぜ言語能力を市共通の課題としているのか。芝山小学校が言語能力に取り組んでいるからと指定ということでは、主体性がないです。

この言語能力をテーマとして、市全体の課題解決に資するための戦略があるかです。例えば職務代理がおっしゃっていましたが、図書館の活用や生涯学習の俳句というものがある。他にもどのような戦略が取れるか、どういう戦略をとって主としてこの課題解決を目指していくので

しょうか。長井教育部参事。

(長井教育部参事)

今回、令和2年度、3年度の研究指定は、カリキュラムマネジメントとなります。芝山小学校は、カリキュラムマネジメントに取り組む一つの例が言語能力となります。

(坂田教育長)

事務局、冒頭私が説明をしましたNIE教育について、全員協議会で議論が出来るよう、候補の中に入れておいてください。

全体を通し研究指定について、ご意見ご質問はよろしいでしょうか(意見質問なし)。

では令和2年度研究指定校については、カリキュラムマネジメントをテーマにして芝山小学校を指定することとなります。研究の推進の仕方、または研究発表については、調整が済んだらまた報告をお願いします。日程第16 報告事項3、清瀬市生涯学習基本方針の策定について、原口生涯学習スポーツ課長。

日程第16 報告事項3 清瀬市生涯学習基本方針の策定について

(原口生涯学習スポーツ課長)

社会教育委員の高井議長から、教育長へ策定期限の延伸についての申し出がありました。

昨年2月22日に教育委員会から社会教育委員の議長宛に、生涯学習方針の策定についての諮問を行ったところです。現在、社会教育委員の会議の中で議論を進めているところですが、まだまだ議論が尽きないというところもあり、社会教育委員の会議の中では、一年答申を延伸すべきとの意見がございました。正式に社会教育委員議長の方から教育長宛に延伸についてのお願いの文書をいただいております。生涯学習スポーツ課といたしましては正式に受理しておりますので、ここで1年の答申延伸のご報告をいたします。

(坂田教育長)

教育長から社会教育委員に清瀬市生涯学習基本方針の策定について審議を諮問している形です。議論が結実していないため、1年間の延伸、さらなる議論を続けたいとの内容です。社会教育委員会からの依頼を教育委員会が承認するかどうかですね。土屋委員、どうでしょうか1年間延ばしてほしいという事ですが。

(土屋委員)

議論すべき事が多くあるのだと理解します。議論の場を提供すると言う事は重要なと思います。

(坂田教育長)

概要でも結構ですので審議経過はその都度ご報告をお願いします。ご承認いただけますでしょうか。宮川職務代理人。

(宮川職務代理人)

今まで議論していたことで、出来なかった事なども確認した上で、延伸を認める判断が、私人としては必要と思います。また、延伸により市への不利益、費用等はないのでしょうか。

(坂田教育長)

原口生涯学習スポーツ課長。

(原口生涯学習スポーツ課長)

進捗についてご報告いたします。現在の議論につきましては、マスタープランの中にあります、各柱をつなげる方策につきまして、さらなる取り組みをしていただいております。市への不利益、費用などについてです。社会教育委員の会議の中で策定を行っており、委員への報酬は発生していますが、この策定の延伸により費用が発生する事はありません。

(坂田教育長)

宮川職務代理人よろしいでしょうか。

(坂田教育長)

社会教育委員と教育委員会との懇談、来年度も設定していただけるのでしょうか。

(鈴木教育総務課庶務係長)

生涯学習スポーツ課と日程の調整を行っております。来年度の定例会の中で組みさせていただきます。

(坂田教育長)

続きまして、日程第 17 報告事項4、清瀬市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、原口生涯学習スポーツ課長からお願いします。

日程第 17 報告事項4 清瀬市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

(原口生涯学習スポーツ課長)

日程第 17 報告事項4、清瀬市生涯学習センター条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。現在、生涯学習センターは生涯学習スポーツ課により管理運営されております。新庁舎が完成の暁には、各地域に分散されている部署を集約する方針が出ており、

生涯学習スポーツ課も同様となります。

ことから、生涯学習センターの管理運営を、令和3年5月頃より指定管理制度に移行する可能性に備え、現在直営で管理する内容となっている条例を、指定管理者が管理運営をすることが出来る内容に変更するものでございます。なお本条例につきましては3月議会において承認されているところになります。この場では報告とさせていただきます。

(坂田教育長)

何かご意見ご質問はありますか。(委員より意見質問なし)

続きまして、日程第18 報告事項5、清瀬市郷土博物館条例及び清瀬市民文化センター条例の一部を改正する条例について、博物館長より簡潔に報告をお願いします。

日程第18 報告事項5 清瀬市郷土博物館条例及び清瀬市民文化センター条例の一部を改正する条例について

(石川教育部長兼郷土博物館長)

ポイントとなる部分をご説明いたします。郷土博物館における施設使用料の変更となります。別表の第2。伝承スタジオ映像展示室に設置使用料を新設いたします。この事により一般の方に貸し出しが出来るようになります。

市民文化センター条例、別表の部分。以前はギャラリーを夜間まで貸し出しとなっていたが、過去30年間、夜間使用がほとんどなかったこともあり、様々な施設コストの面も検討し、夜間貸し出しを廃止することとなりました。使用料金の変更等はありませんが、貸し出し時間帯の夜間の部分の削ったため、新旧対照表のような金額の変更をさせていただきました。説明は以上です。

(坂田教育長)

ご意見ご質問はございませんか。(委員より意見質問なし)

この内容は3月市議会での報告となります。続いて、日程第19 報告事項6、令和元年度清瀬市教育委員会重点事業報告について。資料をご確認いただいた中から、ご質問をお受けしたいと思います。はい兵頭委員をお願いします。

日程第19 報告事項6 令和元年度清瀬市教育委員会重点事業報告について

(兵頭委員)

指導課の重点事業に部活動についての記載があるのですが、指導員5名程度配置とありますが、各学校1名程度なのでしょうか。本来ならもう少し多く学校に配置できるといいと思います。5名の理由をお願いします。

(坂田教育長)

長井教育部参事。

(長井教育部参事)

部活動のあり方の指針の中で示しており、平成31年度が2名、令和2年度が5名、その翌年が8名と段階的に増やしていく予定でございます。予算概ね5名程度。これからは引き受けていただける方がいるのかどうかも問題となっています。

(坂田教育長)

この報告はとても重要な内容と捉えています。マスタープランの評価検証にも通じるものです。例えば指導課の1番上に、学力の向上というテーマの事業名、中間最終の効果とありますが、最終的には学力を向上させる事が狙いになると思います。学力の定義は様々ありますが向上させなければならない。評価の基準としてはマスタープランの中の評価指標がありますが、そのエビデンスはどうなのか。その上、評価指標に基づいて、どういう風に自己評価をしていくのか。そのようなところをそれぞれの課長にお伺いしたいと思っています。指導課が例にして話しましたが、指標に基づいて柱、方向性、事業があると思います。その指標に基づいてどう評価したか。ぜひ説明できるようにしていただきたい。ここに書いてある効果、最終が合致しているのか、ご確認願いたい。

(宮川職務代理者)

例えば今あった学力のところ、「主体的・対話的で深い学び」となる授業づくりについて研修を行い、新学習指導要領に即した授業改善を推進することができたとなっていますが、学校訪問等行った時に授業の様子などを見ると、果たして本当にそうなのか、疑問に思います。

(坂田教育長)

重点事業として取り組み、事務局も効果の検証が出来るよう、単なる表記の中で授業改善の推進が出来たではエビデンスにはなりません。本当に授業改善になったか、進んだのか進まなかったのか。何を根拠としているのか。教育委員は各学校を訪問しています。授業改善は大いに進んだと実感を持ってらっしゃる方がいるのかどうか。兵頭委員いかがですか。

(兵頭委員)

授業によってばらつきがあると思います。

(土屋委員)

清瀬の特色として、どのような効果が上ったかなど変わりにくい、そのような部分も項目によってはあるなど。図書館の項目、図書館サービスボランティアの育成ですが、新たなボランティアを発掘出来なかったとあります。これは効果がなかったと示されていて、むしろこの事を今後

どうするのか、みたいなことですよね。図書館は今、資源として新たに注目を浴びている。地域の知的財産としての注目が高くなっています。通り一遍では無い、重点的な物でも良いのでは無いかと思います。そのような知見があっても良いのではないのでしょうか。ボランティアと言うだけでなく、他にどのような道があるのか。そのような事が知りたい、ある意味学校図書館もブームになっています。図書館員のマネジメントにより魅力ある場所になる例もあるので、そのようなところも図書館の方向性の中で示してもらえたらと思います。

(坂田教育長)

ボランティアの育成には至らなかったと記載があるが、学校には読み聞かせのボランティアがいる。あの人たちと図書館とが協働する方法はないのだろうか。やはり課を跨いだ形で図書館と指導課が連携して戦略を立てる必要があるのではないか。伊藤図書館長。

(伊藤図書館長)

昨年度、同じことをやりまして4名の方の登録があり、今年度も同じことを実施して試みた経緯があります。今年度失敗した事なので、これを糧に来年度は考えていきたいと思っています。

(坂田教育長)

粕谷委員、ご質問はありませんか(粕谷委員、質問なし)宮川職務代理者。

(宮川職務代理者)

この資料で議論を進めるのであれば、改善の提案をさせてもらえたらと思います。例えば教育総務課、指導課、適正配置の策定等のところの、効果の項目に、「来年度以降の地域レベルの公共施設再編に向けて、考慮すべき点が確認出来た」となっていますが、「この点、この点が明らかになった」と記載し、これから検討するべき点を加えていただけると、先ほど教育長のお話にあった、エビデンスが見える形になり議論もできるでしょう。以上です。

(坂田教育長)

今回、タイムラグがありましたので、答申の内容が少しでも書いてある事で、議論出来ると思います。繰り返しになりますが、議論の観点は評価指標にあると思います。

日程第20 報告事項7、執行状況報告について。教育総務課長からの報告となっていますが、書面での報告とさせていただきます(委員の同意あり)。

続いて、日程第21 報告事項8、学校給食用牛乳空き紙パックの取り扱いについてです。お騒がせをしましたが、顛末について教育総務課長からご報告をいたします。

日程第20 報告事項7 執行状況報告について

日程第21 報告事項8 学校給食用牛乳空き紙パックの取り扱いについて

(細山教育総務課長)

先般の定例会において、牛乳空き紙パックの取り扱いについてご承認をいただいたところですが、その後対応について議論を重ねた結果、教育委員の皆様にはご迷惑をおかけすることとなり、ここでお詫びを申し上げます。

来年度以降の対応についてご説明いたします。令和2年度の学校給食用牛乳空き紙パックについては、市において焼却処分をすることとなります。令和3年度以降の対応は保護者の皆様のご意見をお聞きするとともに、学校と協議を重ねていく予定です。

(坂田教育長)

このことについて、委員の方々にも先に情報提供をさせていただきました。ご意見があれば受けたいと思います。今回の事務局としての反省点は、法的な根拠をしっかりと押さえなかったことです。教育委員会事務局では法に基づいた形で行う習慣をつけていくようにいたします。ご意見などございませんか。宮川職務代理者。

(宮川職務代理者)

教育総務課長から次年度以降、鋭意改善していくとありましたが、落とし所が必要だと思います。教育委員会でもデキャンタ方式など様々な意見が出ていました。今後の目処、その後の対応などはどうなっていますか。

(坂田教育長)

細山教育総務課長、今後の目処や方向性など答えられることがあればお願いします。

(細山教育総務課長)

現状では安全を第一に、リスクをいかにして避けるか。一方で瓶牛乳の導入も考えられています。瓶牛乳へ変更の場合、学乳協議会からの脱退となり、価格が上昇します。併せて、食材費の問題、給食費が上昇することで、保護者への負担が変わってきます。提案はありながらも、様々な課題があり採用が簡単ではないと考えています。

(宮川職務代理者)

給食で牛乳を出さなければならない決まりがあるのですか。

(坂田教育長)

牛乳を給食に出す必要はないようです。新潟県でも牛乳の提供を止めています。

(宮川職務代理者)

教育委員会では牛乳に代わるものを考えている。保護者の皆様の理解も得られるし、それ

こそ市民と行政の共同としていかなければならないのではないのでしょうか。

市民の皆さん一人ひとりが自己責任である、主体性を持って市民から提案が出る、そうしましょうと声上がる街になると良い。あえて給食で牛乳を出すのをやめることも検討しても良いのではないのでしょうか。

(坂田教育長)

小千谷市で米飯と牛乳はおかしいのではと議論になり、その当時取材をしたことがあります。給食で児童生徒が摂取する、カルシウムの基準をクリアするためには、チーズ、小魚などが検討されました。その結果、給食のときにはお茶を出し、カルシウムの摂取調整は、新たにドリンクタイムを設け、牛乳を飲む事になったようです。

(宮川職務代理者)

牛乳濃縮キャラメルなどないですかね。また、牛乳空き紙パックはバージンペーパーですし、梳き直すれば良質な紙になります。

(坂田教育長)

牛乳空き紙パックにつきましては皆様にご迷惑をかけいたしました。以後再発しないような形で注意していきたいと思えます。

日程第22 報告事項9、新型コロナウイルス感染症に関する対策について。本日も対策本部の会議がありましたが、それも含めて石川教育部長より報告をお願いします。

日程第22 報告事項9 新型コロナウイルス感染症に関する対策について

(石川教育部長)

手短になりますがご報告させていただきます。3月対策本部において3月6日から、今月の31日まで、公共施設の原則施設使用禁止が決まりました。市内小中学校は、3月6日から臨時休業となります。今後の状況により、4月1日から、条件付き再開が良いのではとの意見もありましたが結論に至りませんでした。本日、対策本部の結果として4月5日まで春休み期間中は延長としました。中止していた学校の校庭の遊び場開放は、春休みになった段階から再開することになりました。

保護者の方にはホームページ・メール等でお知らせしております。学校ごとに春休み期間が違う関係で、学校により明日から学校開放になると思われれます。

(坂田教育長)

明日から校庭の遊び場開放があるとの報告です。スポーツ開放である体育館、野球のグラウンド使用などは引き続き中止。次に学校の対応を長井教育部参事から。

(長井教育部参事)

入学式の実施にあたっては、感染症拡大防止の対策を十分に行った上で、時間を短縮し行います。具体的な対応としましては、参列者は新入生、教職員、保護者とし、保護者の人数制限を今回は設けないとしています。参列者には可能な限りマスクの着用をお願いし、体調不良の方はご遠慮いただくことをお願いします。教育委員会、教育委員会事務局、来賓の参列はございません。教育委員会のお祝いの言葉ですが式次第には入れ、読み上げは行いません。入学式については以上です。

その他、小学校の始業式は、雨天でなければ校庭で行う事が通例です。天候により体育館等で行うことになった場合には、十分に間隔をあける、式場の換気を行なう等の対応をしていきます。また年度始めの保護者会についても感染症対策の通知をしております。最後に中学校部活動の再開についてです。本日ホームページにて3月26日からの再開を周知したところですが、ただし活動内容や時間、場所に考慮し、体育館や音楽室などの屋内では行わず、校庭などで活動すること。1日の活動は2時間まで、基礎トレーニングを中心とした活動として再開をかけております。以上です

(坂田教育長)

ご意見等があると思いますが、おひとり1つでお願いできればと思います。粕谷委員。

(粕谷委員)

屋外の活動は良いのですが、スポーツに限らず、室内での部活動はなかなか難しいと思います。そう考えると再開も良いけれど、条件の基で部活動があるかどうかは、それぞれの内容になるということですか。

(長井教育部参事)

そのとおりでございます。再開はするけれども、その条件ですので、内容が限られてくるということになります。例えば吹奏楽部は楽器を使つての練習は難しいので、体をほぐす程度しか出来ないと思います。本格的な再開まではまだ少し先と考えています。

(坂田教育長)

他にご質問等ありませんか。ちなみに吹奏楽部も基礎練習では外を走ります。

(土屋委員)

入学式の時間の短縮というのがあるのですが、どの程度でしょうか。

(長井教育部参事)

具体的に何分とは申し上げられないのですが、例えば、校長の祝辞も短くなりますし、教育

委員からの祝辞の読み上げ、来賓の紹介もありません。また在校生の参加がありませんので在校生が行う時間も削減されます。おおむね 30 分以内で終わるのではないかと考えています。1 単位時間の中で終わるようにと各校にお示しをしています

(兵頭委員)

先程石川部長から体育館、グラウンドは引き続き中止と説明がありましたが、中学校の部活動、校庭では行うとのことでした。外での活動ならば良いとのイメージです。グラウンドの貸し出しを中止している事に違和感を感じました。その辺はどうなのでしょう。

(坂田教育長)

公共施設は禁止しているけれども、学校の部活動は良い、この矛盾は何でしょうかとご質問です。

(石川教育部長)

清瀬市ではサッカー場、野球場の閉鎖は行っていません。体育館は開放していません。矛盾はないということになります。遊び場開放は学童の児童を含めて、児童が安全に利用することの両面から考えていますが、公園と同じ取り扱いで開放を決めています。そこには学校の概念がありません。

(坂田教育長)

ご質問またはご意見はありませんか。宮川職務代理者。

(宮川職務代理者)

今後、子供たちに感染とか、爆発的な流行にならないとも限らない。そのような時の対応など、いろいろ検討されていると思います。あれば教えてください。

(坂田教育長)

緊急時、これから発症した場合は長井参事、どのようになりますか。

(長井教育部参事)

市の対策本部と十分に連携をしながらですが、基本的には子供に陽性反応が出たときには、学校を休校する措置を行わなければならないかと思っています。これをまた全校に広める事は慎重を期する必要があると思います。

(坂田教育長)

市民レベルでの発症も可能性はゼロではないと思います。例えば子供が濃厚接触者にな

ってしまう場合は危機的対応を取らざるを得ない。それが学校の閉鎖になるのか、その子の出席停止となるのか。臨時休校も含め、ここは議論しておかなければならないでしょう。

非常に重要な案件なので、教育委員の皆様方のご意見を伺いながら判断していきたいと思えます。日程第 22 については以上となります。続いて日程第 23、その他今後の日程について関連がございますので教育総務課長から説明をお願いします。

日程第 23 その他

(坂田教育長)

報告などを含め、細山教育総務課長、指導課より馬場統括指導主事をお願いします。

(細山教育総務課長)

先ほど議論の中にもございましたとおり、小中学校の入学式は規模縮小とし、来賓のご臨席をいただくことができなくなりましたので変更させていただきます。

以下、資料の通りでございますが、東京都の教育政策連絡委員会につきましては、今のところまだ何の通知もございません。連絡があり次第委員の皆様にお伝え致したいと思います。

(馬場統括指導主事)

指導課より、国の全国学力調査が延期になった理由は、新年度がスタートしてまだ2週間もたたない状況で実施は難しいだろうということでした。市の学力調査については3週間ございますので、今のところ可能であろうと判断をし実施する方向で考えております。

内容については、全国は小6と中3、市は小4と中1です。また、小4については3年生までの学習内容が試験範囲となっています。

(坂田教育長)

国は延期で、市は実施という事ですね。教育研究会の事の報告を長井教育部参事。

(長井教育部参事)

この4月 15 日の研究会の総会ですけれども、総会となっていますが教員が一堂に会さず、教科部会ごとで開催となります。

(坂田教育長)

では全体を通しましてご意見ご質問があれば受けたいと思えますがいかがでしょうか。(委員より意見質問なし)

閉会

坂田教育長が閉会を宣言

閉会午後 4時 50分
令和 2年 3月 25日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する

清瀬市教育委員会

教育長 坂 田 篤

委員 粕 谷 衛